

高野町職員の処分について

このたび、職員の懲戒処分等に関する基準に基づき下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いました。

記

1 事案の概要

サービス、業務処理関係に関する事案
遅刻・休暇等虚偽報告

2 処分日

令和5年6月20日（火）

3 被処分者及び処分内容等

(1) 被処分者 1 町長部局 一般職 課長補佐 女性 50歳代 減給 1/10（2ヵ月）